

保険料免除・（若年者）納付猶予・学生納付特例の違い

1 理解し伝えるべき項目

- (1) 国民年金の**保険料免除**は、**本人・配偶者・世帯主全員の所得要件**で判定する。**国庫負担分（満額の1/2）の給付が保障**されており、手続きをすることに非常に大きなメリットがある。国民皆年金を掲げ、**国庫負担を基礎年金財源に投入している公的年金制度ゆえに実現可能な仕組み**である。
- (2) 国民年金の**納付猶予・学生納付特例**は、世帯主や配偶者の所得要件がなく、**対象者本人の所得要件のみ**である。
- (3) 国民年金の**保険料免除・納付猶予・学生納付特例**を利用した期間については、**過去10年に遡って追納することができる**。
- (4) **4分の3免除、半額免除、4分の1免除**の場合、**残りの保険料（4分の1、半額、4分の3）を納めないと未納となり、国庫負担分の給付を受給することができなくなる**。
- (5) 国民年金の**保険料免除・納付猶予・学生納付特例のいずれも、申請が必要**である。なお、**保険料免除・納付猶予は、継続して免除・猶予を求める旨を意思表示すれば、日本年金機構が所得を把握することにより継続手続きを自動で行ってくれる**。
学生納付特例については、毎年の手続きが必要だが、日本年金機構から書類が送られてくるので、**必要事項を記載しはがきを返送することで簡易に継続手続きを行うことができる**。

2 伝える際のポイント

(i) 保険料免除のメリット、学生納付特例・納付猶予のメリット

日本の国民年金制度は、国民皆年金を実現するため、無業等により収入の無い者や収入が低い者にも等しく制度に加入させる一方、無収入／低収入であったり、学生であったりといった、それぞれ状況の異なる者に対して、**保険料免除・納付猶予・学生納付特例という多様な選択肢**が用意されている。

まず、**保険料免除**のメリットは、保険料を免除された期間の老齢基礎年金の給付額について、**国庫負担分（満額の1/2）が保障される点**である（一部免除であれば、**自らの負担した保険料に応じ、給付はより多くなる**。）。

19 保険料免除・(若年者)納付猶予・学生納付特例の違い

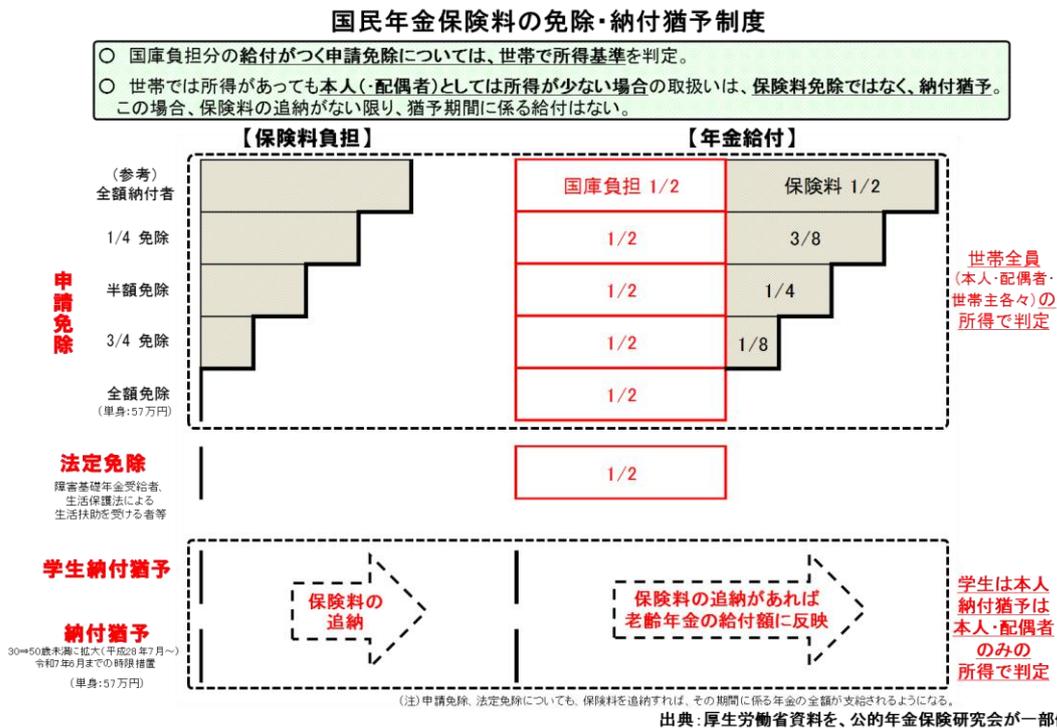
これは、負担に応じた給付という保険原理からすれば、税財源を用いての非常に例外的で有利な仕組みである。国民皆年金を掲げ、**基礎年金の財源に国庫を投入している公的年金制度ゆえに実現可能な、民間保険では決して実現できない仕組み**である。

また、**生活保護受給者**や**障害年金受給者**など、一定の法定要件に該当する者については、本人からの申請を要せずにその保険料の全額が免除される。

そのほか、**本人及び配偶者等の前年所得額に応じて**、保険料の 1/4 免除（単身の場合前年所得が 158 万円）・1/2 免除（同 118 万円）・3/4 免除（同 78 万円）・全額免除（57 万円）など、**きめ細かに免除額が設定**されている。

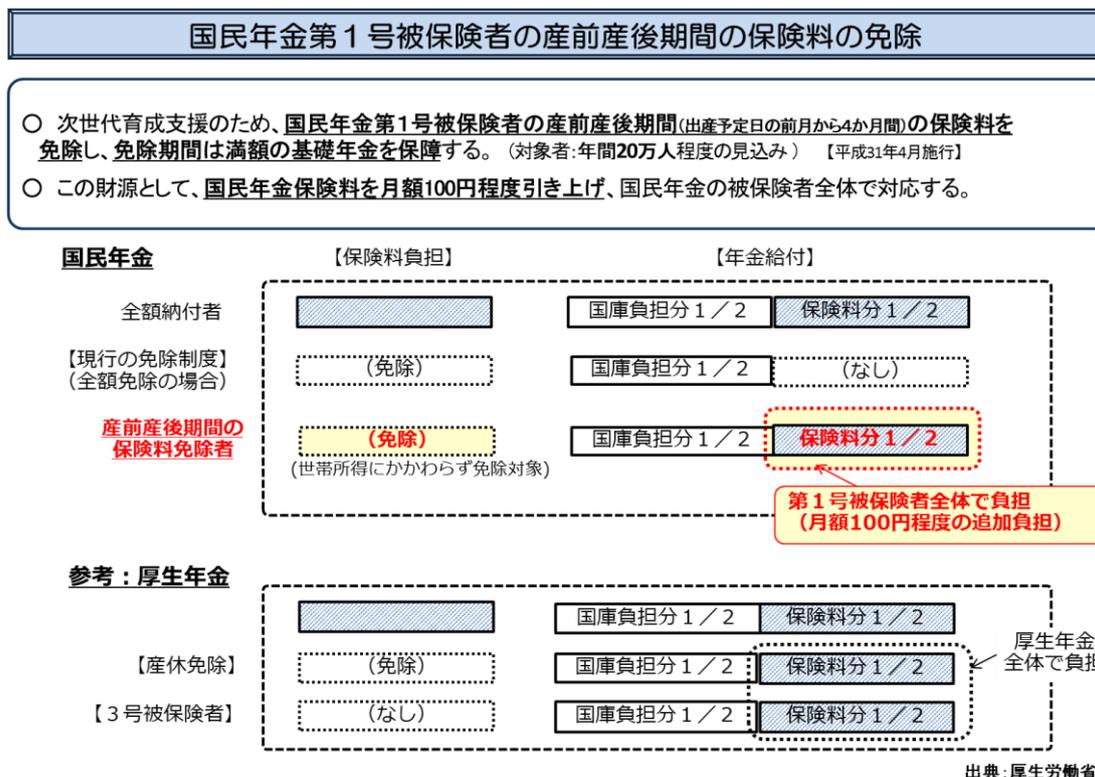
例えば、1/4 免除であれば、毎月の保険料は約 1 万 2 千円である一方、老齢基礎年金額は、満額の 7/8（月額約 5.74 万円）が支給されることとなる。

なお、保険料免除の場合でも、全額免除以外は保険料を納めないと未納となり、保険料負担分はもちろんのこと、国庫負担分の給付も受給できなくなる。



19 保険料免除・(若年者)納付猶予・学生納付特例の違い

また、**産前産後期間に該当する者**は、申請することにより保険料の全額が免除され、**産前産後期間の老齢基礎年金は満額保障**される。



一方、**納付猶予・学生納付特例**のメリットは、**所得要件について、本人所得のみで判定**し、世帯主や配偶者の所得要件がない点である。したがって、実家住まいの者や共働きの者であっても、**本人の年間所得が一定額以下であれば、納付猶予・学生納付特例を受けることができる**。

要件となる所得基準は、納付猶予は保険料全額免除の基準と等しく、学生納付特例は保険料 1/2 免除の基準と等しい。なお、納付猶予制度は、就職氷河期の影響等を踏まえて設けられた時限的な特例であり、納付猶予の対象となる期間は、一定の生年月日の者が有する 20 歳～50 歳の一定期間に限られる。

このように国民年金制度では、**就職困難者や所得が低い者等について、それぞれの状況に応じた多様な選択肢がきめ細かく用意**されている。

19 保険料免除・(若年者)納付猶予・学生納付特例の違い

国民年金保険料の申請免除・納付猶予及び法定免除の概要

		令和2年度の所得基準			
		A	B	C	D
○ 申請免除 ・ 保険料を納付することが経済的に困難な被保険者の年金権確保のために、被保険者からの申請に基づいて、厚生労働大臣が承認したときに、保険料の納付義務を免除・納付猶予を認める。 ① 申請免除(学生以外) ☆本人、世帯主、配偶者の所得に応じて免除を行う。 ☆年齢制限なし ☆老齢年金給付の際に国庫負担分の年金が受けられる。 ☆A欄の金額以下 → 全額免除 ☆B欄の金額以下 → 4分の3免除 ☆C欄の金額以下 → 半額免除 ☆D欄の金額以下 → 4分の1免除 ② 学生納付特例制度 ☆本人の所得のみに応じ納付を猶予する。 ☆老齢年金給付への反映なし。 ☆C欄の金額以下の者 ③ 納付猶予 ☆本人・配偶者の所得に応じ納付を猶予する。 ☆50歳未満が対象 ☆老齢年金給付への反映なし。 ☆A欄の金額以下の者 ☆2025年6月までの特例措置	世帯構成	全額免除 納付猶予	3/4免除	半額免除 学生特例	1/4免除
	4人世帯 (夫婦+ 子2人)	162万円	242万円	282万円	322万円
	2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	116万円	156万円	196万円
	単身世帯	57万円	78万円	118万円	158万円

※ B欄からD欄の金額について、
 ・ 社会保険料控除等の所得控除は考慮していない
 ・ 4人世帯と2人世帯における配偶者は70歳未満の専業主婦(夫)と仮定している
 ・ 4人世帯における子は2人とも16歳以上23歳未満と仮定している
 ことから、扶養している配偶者や子の年齢及び社会保険料控除等の所得控除の有無によって変動する。

○ 法定免除
 ・ 障害基礎年金の受給権者、生活保護法による生活扶助を受ける者等は、届出により、保険料が免除される。

出典：厚生労働省

(ii) 手続きについて

いずれの免除・猶予・特例を受けるにも、本人の申請が必要である。数年にわたり特例の適用を受けたい場合でも、毎年度の申請が必要だが、保険料免除・納付猶予については、**初回の申請時に継続して免除・猶予を求める旨を意思表示すれば、日本年金機構が所得を把握することにより継続手続きを自動で行ってくれる。**学生納付特例については、毎年の手続きが必要だが、日本年金機構から**書類が送られてくるので、必要事項を記載しはがきを返送することで簡易に継続手続きをすることができる。**

(iii) 追納・任意加入の重要性

保険料免除期間、納付猶予期間及び学生納付特例期間は、老齢基礎年金等の支給要件として**10年以上必要とされる「受給資格期間」に算入**されるほか、**期間中に障害を負った場合には障害基礎年金を受給**できる。

ただし、老齢基礎年金の給付額の算出に当たっては、**納付猶予期間及び学生納付特例期間には、国庫負担分もつかない。**つまり、この期間は給付額には反映されない。また、保険料免除期間については、国庫負担分の給付がつくものの、老齢基礎年金満額を受給することはできない。

このような**年金の減額、低年金化を防ぐ**ためには、保険料免除・納付猶

19 保険料免除・(若年者)納付猶予・学生納付特例の違い

予・学生納付特例を受けてから **10年以内に追納を行うことが重要**である。追納保険料は、国債の表面利率を基準に、0.001~0.30%程度増額されている。(令和2年度。時効未到達の過去2年分は、割増なし。)

このように、**保険料を納付することが難しい者については、一旦その納付義務を免除したうえで、後から自身の老齢基礎年金額の増額のチャンスがある制度設計**となっている点は、民間保険とは異なる、**公的年金保険だからこそできる特徴**といえる。

3 振り返り

- (1) **保険料免除と納付猶予・学生納付特例のメリット・デメリットはそれぞれ何か。自分が現在・将来利用できる特例はどれか。**
- (2) **保険料免除や納付猶予・学生納付特例を利用せず、保険料を未納にしている者は、納付義務に違反しているのみならず、どのような点で本人にとって損をしているのか。**
- (3) **保険料免除と納付猶予・学生納付特例を利用した場合、その後どのように自身の老齢基礎年金の年金額を増やすことができるか。**